

5-3. 緑地環境整備総合支援事業

● 現行は、ヒートアイランド対策、吸収源対策の促進の観点から、都市公園等の整備を推進してきたが、今後は都市公園に加えて民有地等の活用による緑地の確保、建築物の緑化などが求められており、そのために街区全体での総合的かつ重点的な緑化の推進の対策が必要となる。

- － 民有地を活用した市民緑地、借地公園の整備が促進されるよう、面積要件を緩和する
- － 民間事業者等による緑化施設の整備が促進されるよう、要素事業を拡充する

特例の概要	現行制度	地区内の特例
・ 面積要件の緩和	市民緑地：2ha 借地公園：2,500㎡	市民緑地：500㎡ 借地公園：500㎡
・ 要素事業の拡充	要素事業：都市公園事業 古都及び緑地保全事業 市民緑地等整備事業	市民緑地等整備事業に緑化施設整備（仮称）を追加 〔補助対象者：地方公共団体、民間事業者〕 〔補助対象：建物及び敷地の緑化施設整備(植栽等)〕

